

## 平成 25 年度 高知県環境審議会 議事録

日時：平成 26 年 2 月 18 日（火） 13:10～15:30

場所：高知会館 2 階「白鳳」

出席者委員：アウテンボーガルト委員、石川委員（会長）、一色委員、岩神委員、島内委員、武内委員  
多々良委員、長門委員、林委員、久松委員、林委員、細川委員、松田委員、矢野委員  
依光委員

事務局：林業振興・環境部長、林業振興・環境副部長、林業環境政策課長、新エネルギー推進課長、  
環境共生課長、環境対策課長、林業改革課長、木材産業課チーフほか関係課

### 司会（林業環境政策課 課長補佐）

それでは定刻になりましたので、ただ今から「平成25年度高知県環境審議会」を開催いたします。

本日司会を務めさせていただきます林業環境政策課の井澤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の会議は、審議会の委員23名のうち、現在14名の委員にご出席をいただいておりますので、審議会  
条例第6条によりまして、本会議が成立することを、まずご報告させていただきます。

それでは開会にあたりまして、林業振興・環境部長の田村からご挨拶を申し上げます。

### 林業振興・環境部長

林業振興・環境部長の田村でございます。

それでは環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、環境審議会から付託を受け、各部会でご審議いただいている事項につきましては、その専門知識  
を活かし、県の環境行政にご協力いただいておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上  
げます。

さて、この環境審議会は、環境基本法と自然環境保全法に規定された合議制の必置機関であり、県の  
条例に基づき、高知県内の生活環境や自然環境といった環境全般に関する重要事項等について調査、審  
議をする非常に重要な審議会でございます。

本日の議事でございますが、報告事項としまして、各部会におけるこれまでの審議経過や結果などを、  
ご報告いただく予定でございます。

また、平成 23 年度からを期間とする第三次の環境基本計画の現時点での取り組み状況と成果について、  
所管する担当課から説明を行うほか、鳥獣保護区特別保護地区の指定についての諮問についてご説明す  
ることとしておりますので、各委員の皆様方には、是非、忌憚のないご意見をいただきますようお願い  
申し上げます。

次に、この場をお借りしまして、県の取組を2点ほど、ご紹介させていただきます。

まず、一つ目は、環境基本計画にも地球温暖化対策の一環として位置づけされておりますが、「再生可能エネルギー導入への支援」についてです。

ご案内のとおり福島第一原発の事故により原発が停止しております。そういったこともありCO<sub>2</sub>が大量に発生しております。そういったこともあり再生可能エネルギーとして国も固定価格買取制度を設けて支援をしていますが、県としても新エネルギーへの取組に力を入れているところです。

そういったなかで太陽光では、「こうち型地域還流再エネ事業」と名付けていますが、県と市町村、民間の3者が一緒になってメガソーラー事業をやっているという全国でも高知県が唯一の取組を行っております。6市町村におきまして10MWのメガソーラーの事業が展開しております。

また、小水力発電でも、民間や市町村の取組もありますが、県としましても公営企業局による土佐町地蔵寺において小水力の事業を計画しております。

それから、木質バイオマスによる発電では、高知県は全国一森林率が高い84%ですので、地域の資源を活かして発電ということで、国の補助を受けながら県としても支援をしております高知市と宿毛市で両方併せて10MW規模でバイオマス発電が開始できるよう準備が進んでいます。

その他風力について民間であったり梶原町で計画が進んでいます。

我々としても、こういった再生可能エネルギーへの取組について県として出来る支援、あるいは新しい洋上風力への取組にも県として取り組んでいきたいと考えております。

2点目は後ほど詳しい説明がありますが生物多様性地域戦略の策定です

一昨年の6月に環境審議会に諮問して以降、ほぼ2年ほどかかりまして、それぞれ自然環境部会や策定検討委員会、さらにタウンミーティング等の場で多くの皆様からご意見を頂き、審議いただき、本日「生物多様性こうち戦略」を取りまとめることができました。

この戦略を取りまとめるの策定にあたってお世話になった皆様にこの場を借りてお礼を申し上げます。

この戦略は、いかに実効性のあるものにしていくかがこれから大事になってきます。その面で委員の皆様にもそれぞれご協力を頂きたいと思っております。

最後になりますが、本県においても、刻一刻と変わる国内外の環境の動向を注視しながら、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の3つの社会づくりに向け、積極的に取り組んでいきたいと考えており、その意味でも、この環境審議会の果たすべき役割や重要性は、益々高まるものと思われまます。

今後とも、委員皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

## 司会（林業環境政策課 課長補佐）

続きまして、本年度1名の委員が新しく就任されておりますので、ご紹介させていただきます。

平成25年3月末で坂本導昭委員が退任され、後任に高知市環境部長の黒田 直稔様が委員として就任されております。

任期は、前任者の残期間となります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に2点、連絡事項がございます。

1点目は県が定めております「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本会議は公開で

行い、審議内容につきましてもインターネットで公開することとなっておりますのでご了承ください。  
2点目は本日の会議資料の確認です。各委員の座席に配布させていただいておりますが、お手元にない方がおられましたら、挙手をお願いします。

それでは審議に入りたいと思いますので、審議会条例第6条に基づき、会議の議長は、会長が務めることになっておりますので、これからの進行は石川会長にお願いしたいと思います。

石川会長よろしくお願ひいたします。

## 石川会長

年度末のお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。今部長さんのほうからも生物多様性地域戦略の策定についてお話がありましたけれども、この1,2年関わってきまして、改めてその生物多様性という言葉の複雑さと幅の広さと感じております。生態系サービスという言い方で集約されますけれども衣食住であるとか、そういった我々の生きていく為に欠かせない〇〇の〇〇〇だとか、あるいは生物の生産力、あるいは文化的なことまで、我々の文化までもがそういうものに下支えされているということです。県がすでに産業振興計画を進めている企業のほうも改めて生物多様性という文脈の中で位置付けて、命の繋がりですね、生態系とその繋がりを維持していく。今ずたずたになり始めているものをつないで、それをストップさせる。改めてつなぎ直していく、という基本となる戦略基盤でした。非常にたくさんの多様な方のご意見を伺いまして、本当に私も頭が拡散していく思いで考えがなかなかまとまらないということもありましたけれども、なんとか皆さんのお力添えでまとめることができました。この後の報告で詳しくご説明します。前の岡村会長はいろいろ話題を提供されておりましたけれども、私の今日のあいさつのほうはそれに代えさせていただくことにします。

それでは、具体的に審議の、会を始めていきたいと思いますが、たくさん議題もあります。進めていきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

審議に入ります前に、会議次第4「会議録署名委員の指名」を行います。運営規程によりまして、会長が指名することになっておりますので、私の方から林委員さんと久松委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次に会議次第5、審議報告事項にうつります。部会報告について、総合部会について一色総合部会長から報告お願ひいたします。

## 一色委員

(総合部会の審議報告を説明)

## 石川会長

どうもありがとうございました。今のご説明について何かご質問ございましたら、お願ひします。よろしいでしょうか。

それでは次に水環境部会については、島内水環境部会長から報告お願ひいたします。

## 島内委員

(水環境部会の審議報告を説明)

## 石川会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告に対して、ご質問ありませんか。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

では次に、自然環境部会の報告については私のほうからご報告させていただきます。

(自然環境部会の審議報告を説明)

ただ今の報告に、何かご質問ございますでしょうか。

## 一色委員

資料の 14 ページから 22 ページまで、生物多様性こうち戦略という資料なんですけど、案という文字が入っているんですね。入っていない部分もあるんですけども、これはすべて自然環境部会のほうで確認したということで、案をとるといような…。

## 石川会長

そうです、先ほど正式に決まりましたので、案をとった形でいたします。失礼しました。他にございますか。

ないようでしたら、今 3 つの部会から報告いただきましたけれども、部会で決議された、決議を持ってですね、審議会決議としておりますので、そのように取り扱いをさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上部会報告を終了いたします。

次は 6 番目の審議事項に移りますが、高知県環境基本計画第三次計画の取り組み状況と成果についてです。まずはじめに事務局のほうから説明をお願いします。

## 林業環境政策課長

事務局を務めております林業環境政策課長の高橋でございます。私の方から総括的な話をさせていただきます。「高知県環境基本計画第三次計画」につきましては、平成 23 年 4 月に策定を行い、その後、この審議会の中でご意見ご助言をいただきながら進行管理を行って、様々な取組を進めてきているところでございます。

本日はこれまでの取り組み状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料 NO6「高知県環境基本計画第三次計画 進捗管理シート 総括表」に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。なお本日は出来るだけ委員の皆様からの質疑意見の時間をとりたいと考えており説明は少し簡単に説明をさせていただきたいと考えております。また、各課長がご説明をしますが

資料の順番が前後左右することもありますがお容赦いただきたいと思います。それではまず新エネルギー推進課からからご説明させていただきます。

新エネルギー推進課→環境共生課→環境対策課→林業改革課→木材産業課→鳥獣対策課→交通運輸政策→環境農業推進課→漁業振興課→道路課→河川課→生涯学習課→林業環境政策課

## 石川会長

盛りだくさんの説明をしていただきました。また今年は少し時間がありますので、ご質問ご意見あると思います。お願いします。いかがでしょうか。

## 依光委員

質問ですが、9ページの「荒廃森林解消のための間伐推進」。先ほどのご説明で森林環境税で確保して、その仕組みとかどういう形でやられているのかということと、6,419haということですが、これは環境税が上乘せということですか。それと国の環境林整備、これは環境林という名称があるのでそのゴールとか、そこらへんを県の取組も含めて教えてください。

## 林業改革課長

環境税を活用しました事業につきましては、ここの主の課題のところ、なかなか保育間伐のコストが高くてなかなか所有者の負担を強いられているというところが致命的なところになっております。環境税を活用させていただきながら、どうしても保育というのは材を搬出しませんので、常に切り捨てということで所有者の方たちが常に持ち出しがあるという部分を、国のほうが68%の基本補助がありますので、それにおおむね90%に近くなるまでの率で環境税のかさ上げしていただいております。所有者の方たちは、ほぼ9割まで支援が受けられるという形で、この環境税を活用しまして、かなり面積がひろがってきております。25年度につきましては、この環境税を原資に、1,250ha程度やっていきたいと、非常に大きな力になってきております。こういったものを活用しながら、広報等利用しながら、不在者の方には届かないわけなんです、森林組合事業者を巻き込んで、市町村もまきこんで、このPRをしているという実態でございます。環境税のほうで直接不在村の方の対策というわけではございません。

それと国のほうの環境林整備の新しい制度の件ですが、国の林業再生プランで木材自給率をおおむね10年間で50%まで引き上げるという形で方針が出ましたので、21年度以降、保育間伐のほうで非常に制度上少なくなっていたということで、搬出間伐、材を外に出すという形で大きくシフトしてございました。ところ、どうしても消費者の方たち、セーフティネットでやらないきゃいけない無理はたくさんあるということで林野庁のほうで特に高度公益機能の高い森林についてですね、市町村さんと所有者さんと事業者体、この3者で協定を結ぶことによりまして、通常68%の保育間伐が4%高率になりまして、72%補助で保育間伐ができるという形に25年度から変わってきております。こういった形で国のほうも、どうしても自助努力でできない、また非常に荒廃した森林で所有者の方たち困っているというのを広く救っていくという形の事業が出されたというところであります。以上です。

## 石川会長

はい、ありがとうございました。依光委員、よろしいでしょうか。

## 依光委員

不在村地主への仕組みというのは？。

## 林業改革課長

環境税のほうで直接この方々に働きかけるというのは、やっております。一般的な広報と事業者さん、森林組合さん市町村を通じながら、声をかけていただくというところでございます。

## 石川会長

はい、よろしいですか。では他に…。

## 依光委員

同じ 9 ページの一番下の多自然型川づくりの推進ですが、先ほどの事例では、これの意味は生物多様性とか環境教育に使うという意味で良いかと思いますが、本来の川のありようとしてここに瀬、淵、砂州が本来川の姿なんですけれども、今実施されているというのは小さい川ですよ。たとえば例として安田川の下流なんかかなり護岸工事がやられて、奈半利線の鉄橋のすぐ上なんか護岸工事で非常に浅くなって、砂がある川の本来の自然が失われている。多自然川づくりというのは、ここに書かれているように配慮を、そういう川において、どう配慮するかというのは非常に大事だと思います。これまでも歴史の中で、そういう護岸工事がすごく川を壊してきている面があるかと思うので、どの様に考えてこれからどうされるのか。

## 河川課チーフ

今ここに記載しているのは、これから改修をやっていくところについての配慮を書いております。ただ、以前改修したところの箇所管理とか、河道の管理ということもこれから取り組んでいかなきゃいけないと、適切な維持管理部分で取り組んでいかないと考えております。

## 石川会長

はい、ありがとうございました。よろしいですか。では、他にございますか。

## 細川委員

資料の 9 ページの、道路工事等による発生したのり面ですね。のり面の自然林の復元ということなんですけど、樹種の選定とか、私もちょっと見たんですけど自然林ではなくて不自然林のような気がするんですよ。植えてる配置も判で押したようにサイクルで植えているし、それからのり面の下の草本類の調査をすると、とても変なものが出てくるんです。それで、どういったこの産地のものを使っているのか、その土地にきちっとあったような自然林を復元しているのか、疑問に思うのがありまして、そこらあたりをどういうふうに行われているのかお伺いしたいです。

## 道路課補佐

基本的に在来種、その地域で生えている植生している植物、あるいはそういった樹種を。例で上げ

ますと柏島のり面では、種からポット苗で育成して植えているということをやっております。ただ、そういったことで進めておりますけども、現実的に自然淘汰という形で、判をおしたような形というご指摘がございましたので、今後そういったものもふまえて、植樹の仕方とかポット苗の配置とかそういうものも勉強していきたいと思っております。

### 細川委員

その際、どこで育てたかによっていろんな種が入ってきているんですね。だから樹木だけじゃなくて、下の草本類の生態系が壊れている場合がありますので、そこを配慮していただかないとちょっと困るんですね。そこまでこだわって、自然林の復元というのはなかなか難しいですので、かなりの配慮が必要ですので、よろしくをお願いします。

### 石川会長

はい、ありがとうございました。よろしいですか。では、他にございますか。

### 岩神委員

生物多様性の検討をしているときに、意見を述べさせていただいた訳なんですけれども、9 ページの一番下なんですけど、河川課さんのほうです。近自然に近い工法だとかそういったものがありますけれども、やはり高知県の場合 2 級河川になると河川の横断構造物、そういうものが非常に多い。そういうときに私どもの近くの川なんかそうなんですけれども、それに魚道をつけておりますけれども、魚道がほとんど機能していない。すごいジャンプ力がない魚では、到底登っていけないようなところがたくさんあります。このことにつきましては、たしか高知新聞だったと思いますが、どこかかがですね、機能していないところ箇所を調べたということを私記憶しておりますけれども、環境審議会のなかで基本的な横断構造物を作ってしまうと、生物の行き来はないんだよという基本的な事柄を確認しておいて、たとえば私が今手を引いていることなんですけど、小さい時には上流部でウナギがたくさんいました。ですけれども、ご承知の通りウナギもこんな現状になっておりますから、やはりこの際ウナギだけではなくして、生物という観点で物をとらえて、その中に生き物に行き来ができる部分を考えてやっていただいて、それともうひとつは一回さらに点検していただいて、どこがどうなっているか確認したうえで治せる部分があれば、治す。そういう風な配慮をしていただければ、良いんでないかなと感じておりました。以上です。

### 石川会長

はい、河川課のほういかがでしょうか。

### 河川課チーフ

河川の横断の工作物については、河川の管理施設ではなくて許可をしている農業の堰とか、そういうものがほとんどになると思います。調査をしたものは、河川課で淀の調査をしたものを見たわけではないのですが…。

## 岩神委員

私も記憶を正確にしていなかったのですがそういう話になりましたけれども、どこがやっぺいようがかかわりないと思います。要はそういう実態があるということになれば、やはり河川の横断構造物を作った場合は、水産資源の本を見てもですね、そこに魚や生物がおれば、それに対してその管理について責任を持つというのが法律で決められております。法律までいかななくてもですね、やはり今の生物多様性だとかいうのを考えますと、仮に河川に2級河川であれ1級河川であれ、だれかその中でたとえば水利組合がそこに堰を設置するという事になってもですね、許可、許認可をする側の人たちがおります。その人たちがそれに対して配慮をした許可を出すと、それは当然の話です。そういうことでみんながそれに向けて、心を向けるということが非常に大事です。

## 林業振興・環境部長

この場にですね、そのことについてこの場でお答えできるものがないので失礼しておりますが、次回の審議会なりでお話のあったことについて、一定のご報告ができるように、そういうことにさせていただきます。

## 一色委員

大きな事項1点と小さな事項1点で、合計2点とさせていただきます。まず1点は、高知県環境基本計画及び進捗状況のPRについて。実はこの基本計画は総合部会で審議をするときに非常に認知度が低いという話がありました。実際には環境基本計画に基づく様々な事業というのは非常に多岐にわたりますので、個別にみた場合ですね、それぞれに成果をあげていながら、全体として基本計画がこうなっていて、これは全体としてどのように進んでますよということを目に見えるようにしていかないと認知度はあがらない、したがって県民の関心もなかなか向かないということが議論されました。すでに第三次の基本計画を策定してから、3年たっておりますので、全体の計画と進捗状況のPR、これがどういう状況になってきているのか、これをお伺いしたいです。これが第一です。まずこの質問についてお願いします。

## 林業環境政策課長

私のほうから、少し…。これ見たときにおっしゃるように、全体どこまでこういうことでやってきて、どこまでいっているか目標数字に対してどこまでいっているかということが、見づらいということだと思います。この辺はちょっと昨日会長とお話をする中で、私どもも少し感じていたところですので、その出し方とかそういったところは検討させていただきたいと思います。

## 石川会長

これは県民にはどういう形で、HPだけということですか。

## 林業環境政策課長

そうです。冊子とあとはHPを見てもらうという形にしております。



## 石川会長

一色委員は、別のことを言おうとされているような気がします。

## 一色委員

もちろんどこに行けば見れますというようなことは重要なんですが、やはり計画の策定のときに議論したのは、産業振興計画は常に何かあるときに産業振興計画というのが頭にポンときてですね、そのうえでこれやっていますという形で、実は具体的な事業との関係でケアされている。ところが、環境基本計画に従ってこれをやっていますというときの環境基本計画という、PR、アピールですよ。それをしていかないといけないんじゃないかという議論だったんです。実はそれをあまり見かけていないような気がするんですね。もう少し、その辺でPRをしていかないと、これ5年間ということ、四次の計画を策定するときにまた同じ議論をしなくてはいけなくなりますので、その点はもう少し、審議会でどういう資料を出すかではなくて県民に対してどういうアピール、あるいはPRをしていくかという観点でおうかがいしたかったということです。だから、これからというのであれば、もう少しですね、たくさんの部会がかかっていますので、PRに関しては統一してこういう風にしましょうという方針をもって、やっていただけたらと思います。

## 林業振興・環境部長

ご指摘ありがとうございます。おっしゃるように確かに、この計画についてのPRに十分ではないということは、おっしゃる通りだと思います。方法といたしまして、たとえば県の広報誌ですとかいうようなものもごございますし、いろんなかたちでのメディア媒体を使った広報もあると思います。県の広報媒体の使い方とかも考えてですね、もう少し基本計画が認知されるようなことを、これからですけどしていきたいと思います。

## 一色委員

もう一点は資料の23,24ページ。計画の策定の際に、特に環境学習の推進とネットワークの部分で学習の推進と合わせて、環境基本計画の考え方や実際にどう進めているのかという方針の学習ということも並行して進めていかないと、認知度はあがらないのではないかとことを申し上げます。だから、ここには直接項目には入っておりませんが、やはりこういうところに入れていけたら良いんじゃないかなと思います。次に、同じくこのページの、自然体験リーダーと自然体験インストラクター。今後は、26ページの少し養成者の名称とかも性格も若干変更するようですけど、養成をした後のフォローですね。これはどのようにされているのか、あるいはこれからしようとしているのかについて、お伺いしたいです。

## 生涯学習課チーフ

生涯学習課でございます。自然体験リーダー、自然体験インストラクターの指導者ですけれども、養成したあとこれからどのようにしていくかということにつきましてはですね、指導者として養成した方を市・県内の自然体験活動を行っている団体を紹介して、そちらのほうでの活動の場として参加してみませんかという情報提供をしたり、林業振興・環境部のほうが行っています間伐体験とかいろんな機会

のほうに紹介をすることで、新たな出会いを提供して活動が広がるようにすること。それと県の教育委員会のほうで、放課後学び場というところで、機会の児童クラブ等での活動の場というものからコーディネートして提供しておりますが、そちらのほうに登録していただいて活動を広げていきませんかというような啓発を行っております。合わせて個人で活動されている方もおりますので、そういった方たちに活動機会とか活動の場という情報として県の HP のほうで情報提供させていただいていることで、養成した人たちがいろんなところで活動できるように支援をしているところでございます。環境ネットワークということで、環境計画との位置づけでということ、当課だけで回答できかねるところもございますので。ひとつ情報提供としまして、環境ネットワークということに関していいますと、平成22年に環境の学びケア高知という全国大会を行いまして、その中で環境フォーラムというものを実施しております。その時に自然体験活動、環境学習を行っている団体がネットワーク化を図って共同していくという方向性の提言をいただきました。その提言に沿いまして、県内の団体さんに呼び掛けさせていただき、高知自然学校連絡会という任意団体が設立されて、今少しずつ活動を広げようとしていることを添えさせていただきます。

### 一色委員

進捗状況の管理をしていくときに、リーダーを養成しましたということだけではなくて、今後で結構ですので、そのリーダーがどう活躍しているのかということについての情報もある程度集約して評価できるような形でまとめていただけたらと思います。以上です。

### 石川会長

体験学習については生物多様性の地域戦略にも肝となる中心的なテーマですので、環境共生課とも連携しながら情報の集約とかぜひお願いしたいと思います。

### 長門委員

先ほどのご意見と重なるんですけど、今回の環境基本計画を立てるときに年限を短く設定するというところで、事務局も提案されて、その理由としてより現実的な目標設定をすると、進捗状況、達成度の把握をやりやすくするというのが理由としてあったと思いますので、今回取組状況と成果ということですけども、基本計画の中に数値としてあげられてる目標の部分に関しては、どの程度組織的に達成されているのかというのがもう少しわかりやすく、理解しやすいかたちで報告いただければというふうに思います。たとえば、数値でひとつ気になったのは、カーボンオフセットの販売に関してですけども、販売数としては前年度よりも100%以上増えているということで、数は増えているということなんですが、販売の量として実際にどうなって、順調に推移しているのかどうかということで、たとえば18ページのところに吸収クレジットを累計で6万トン創出しますとありますが、その下の現状値として26年1月末の発行量が8,900tということで、これをそのまま比較して良い数字なのかどうかもちょっとよくわからないですけども、たとえばこの件に関しては達成状況、量的な達成状況はどういう風に理解していらっしゃるのでしょうか。

## 環境共生課長

環境共生課でございます。目標値の6万トンに対しまして、こちらに書いてありますように吸収クレジット8,939t、当初6万トンの見込みではございましたけれども、なかなか実際の吸収量を増やすには至っておりません、1万足らずの数字に現状としてはなっているという状況でございます。

## 長門委員

こういう形で数字が目標として挙げられているのであれば、それとの比較がしやすい形で報告、このあと最終報告があると思うんですが、ぜひそういう形でお願いしたいなと思います。

## 林業振興・環境部長

おっしゃるように、目標、大項目で掲げている目標とですね、現状がわかりにくいというご指摘でございますので、何らかの形で次回、一覧表的にお示しをするなり、そういう形でできるだけ現状をわかりやすい形の資料ということで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

## アウテンボーガルト委員

ここ何年間か、化学物質過敏症の患者さんの方たちと接する機会が少しずつ増えてきてまして、この会議にどのようにその患者さんと関係してくるのかなと思うんですけど、大気や水や農薬に電磁波にということをお考えますと、環境というすべての影響を受けての患者さん達なので、この基本計画の中や今回の生物多様性の戦略の中にも化学物質過敏症などという言葉は全然出てきてはいない、触れられていないと思うんですけど、決して見逃せない方たちの症状だなどとしても関心を持ってきているんです。農薬を蒔いたと思われる横を通るだけで、車で運転するだけでつらくなってくるとか、街に出るときはマスクをして異常な雰囲気になっておられる方も少なくなくて、街の中では暮らせなくて家族から離れて一人山の中で生活しているとか、あまり知られていないのかもしれないけれども、今後ますます増えてくる症状じゃないか、潜伏している患者さんもいっぱいいるんじゃないかなと思うので、化学物質過敏症の方たちのことも今後こういった場の中で念頭に置いておくべき課題ではないかなと最近考えております。

もうひとつ毎回ひとこと言わせていただいているんですけど、シカ肉を食べようというお話ですけども、今回は生物多様性の中で、どこかで黒尊ですかね、処理施設が一つ稼働を始めてというお話があって生物多様性の中でも自然の恵みをおいしく頂いて住み続けたいというテーマがありますように、歴史的に一時期シカ肉をたべなくなったという、歴史上もあつたんですけども、決してまずいものでもなく栄養価の高いとてもすばらしいものなので、ぜひジビエを食べようということをもっと身近に、高知県民に広めていただきたいと思いますので、さらにもう少し強化していただけたらと思います。

## 石川会長

ありがとうございました。化学物質過敏症に関しては、どなたに聞きたいですか。

## 林業振興・環境部長

そういう方が実際におられて、非常に辛い思いをされているというのは十分わかります。ただこの環

境審議会の環境基本計画の中で取り組むのは、個人、属人的に、体質という問題がかなりあるということだと思いますので、一般的な環境問題の中で論ずるのは難しいのかなと思ってまして、むしろ保健医療のほうで、そちらのほうの範疇の話かなというふうに思いますんで、少しこの場ではないのかなという気がしております。すみませんけれども。シカ肉については…。

### **鳥獣対策課課長**

鳥獣対策課です。シカ肉の加工場は、県内に8か所ございます。24年度のシカ肉処理実績が215頭ということで、24年度の捕獲実績が1万5845頭なので、なかなか1%くらいかなというところでございます。県といたしまして先ほど委員のおっしゃられましたようにジビエの普及をさせていきたいということで、ご存じだと思いますが今月いっぱいジビエフェアということで県内20店舗のご協力を得まして開催をしまして、県民の皆さんにできるだけシカ肉、あるいはイノシシの料理を食べていただきたいと普及に努めているところです。こういった取り組みは25年度から実施しておりまして、26年度におきましても引き続き実施してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

### **石川会長**

よろしいでしょうか。化学物質過敏症のことについては随分大変な問題だということは、患者さんに会って聞いたことがあります。こういう意見があったということをお伝えいただいて県の中で横と連絡を取って、対策を前に進められるようなことを努力していただきたいと思います。

### **林業振興・環境部長**

情報共有はしたいと思います。

### **石川会長**

ちょっと時間が押してきたんですけども、どうしてもというのとひとつくらいだったら大丈夫ですけど。

### **林委員**

一つにならないんですけど簡単に。9ページの協同の森、主な課題のところの3つ目に、協同の森による多種多様な協賛企業とのパイプが十分に活用されていないとあります。民間の力を活用するのは非常に重要なことですので、ここのところは積極的に考えて欲しいんですが、その後のインプット、アウトプット、アウトカムに一切触れられてないので、できるだけ考えていただきたいなと思います。

それとそのページの一番下、岩神委員さんの発言の応援になるんですけども、堰の、淀のどうのこの詳しくはわかりませんが、生物多様性戦略がせっかくできましたので、県の行う河川の工事の時だけではなくて、様々なことについて今までは自然とどう共存するかだったかもしれませんが、自然とというのを様々な生物とどう共存するか、そしてそれが自分たちの暮らしにどんどん豊かになってくるんだよという戦略がせっかく立ちましたので、この横断物はどこそこの認可でどの横断物はどうこうということではなくって、いくつかのベースとして県施策全体の中に生き物と一緒に暮らしてって100年後になになにができるんだというのを踏まえてもらえたら良いなと思います。

それと同じく 7 ページのほうの循環型社会の取り組みの中で、リサイクル法の関係で食品リサイクル法のことについてあまり触れられていませんが、確かに見ますとゴミの排出量などは目標もクリアもしていますので良いのかなという感じかもしれませんが、その生物多様性とは変わりますが、食文化のことを豊かな食生活の、高知のものを使うということも含めて無駄なく食べていくということで、食品リサイクルとの関係、事業主が出すゴミもそうですけど、家庭の中でどう食物を食べるかということも文化の一面としても考えていくことが必要だと思いますので、環境ということだけじゃないかもしれませんが循環型社会にむけてのひとつの取り組みとして、そういうのもしていただければと思います。以上です。

## 石川会長

ありがとうございました。要望ということですので、よろしいでしょうか。それでは、ちょっと時間も押しましたので、以上で終了とさせていただきます。今、事務局から説明のありました内容について、数値目標、数値の見直しについても、ご了承していただいたものとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

各委員さん、たくさん意見言っていただきました。今後、事業を行う上で参考にさせていただいて、よろしく願いいたします。

それでは、会議の都合もございますので、以上で終了とさせていただきます。

続いて、会議次第の 7 によりまして、部会へ付託しようとする諮問事項の審議にうつります。諮問事項について、執行部から審議会への諮問をお願いいたします。

(林業振興・環境部長が環境審議会へ諮問)

## 石川会長

それでは、ただいま知事から諮問を受けました案件について審議を行います  
諮問事項 (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について、執行部から趣旨説明をお願いします。

## 鳥獣対策課長

(趣旨説明)

## 石川会長

それでは、今のご説明についてのご意見やご質問など、何かありませんでしょうか。  
ないようでしたら、本案件は自然環境部会に付託することとしてよろしいでしょうか

ご異議ないようですので、本案件は自然環境部会に付託します。

なお、各部会に付託した案件につきましては「高知県環境審議会運営規程」第6条の3の規程により「部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる」こととなっておりますので。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、部会に付託した案件につきましては、部会の決議後、会長の同意を得たうえで審議会の決議とします。

最後に、会議次第の8「その他」に進みたいと思います。  
事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。

**司会（林業環境政策課 課長補佐）**  
（事務局から事務連絡）

**石川会長**

これもちまして、平成25年度高知県環境審議会を閉会いたします。  
どうもお疲れ様でございました。